**平成２６年（フ）第７４７号**
堺市南区竹城台２丁１番８―402号
破産者　角川　充弘
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第７６号**
堺市南区茶山台３丁22番２―1008号、開始決定時の住所堺市南区原山台３丁１番４―202号
破産者　吉田　宗一
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第１０１号**
堺市西区鳳南町３丁180番地、前住所大阪府摂津市正雀本町２丁目21番１号
破産者　田中　康造
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
福岡県飯塚市下三緒186番地２　西口アパートＡ号室
破産者　松岡　　洋
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第６６２号**
北九州市小倉北区足立３丁目９番１―303号
破産者　内山さやか
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第４４号**
北九州市小倉北区三萩野２丁目９番９―202号
破産者　田中　京子
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第９１号**
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目８番19―208号
破産者　鍬田　博士
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１０７号**
北九州市小倉南区葛原高松２丁目１番18―203号
破産者　小國　義春
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１７３号**
北九州市八幡西区友田３丁目４番25―502号
破産者　田中　弘子
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２６年（フ）第２８１号**
岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第17地割25番地１
破産者　丸木　市藏
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第３０号**
秋田県にかほ市金浦字花潟300番地８　グランデ幸203号
破産者　Ｍ・Ｋ機工こと　梶原　正良
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２７年（フ）第５９１号**
神奈川県藤沢市亀井野470番地の４
破産者　淺野　大輔
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４２号**
神奈川県逗子市桜山４丁目10番３号　ニューフラット壱番館104
破産者　鶴間　正教
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２６年（フ）第２４６号**
長野県松本市大字岡田下岡田89番地７　メゾネット丸山Ｍ１、前住所長野県松本市大字三才山1125番地２
破産者　堀内　誠子
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第８号**
和歌山県新宮市橋本２丁目６番30号　森本アパート
破産者　遠山　正美
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２６年（フ）第３４３号**
広島市佐伯区利松１丁目10番43―202号
破産者　エムズフュージョンこと　山本　　晋（旧姓村上・井上）
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第２号**
山口県宇部市西本町２丁目９番５号、住民票上の住所山口県宇部市明神町２丁目９番27号
破産者　中川　　肇
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部